

◎新潟県告示第386号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、姫川港港湾計画を次のとおり変更した。

令和元年8月30日

姫川港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 港湾計画の変更年月日

令和元年8月19日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
東ふ頭地区	物揚場	水深2.5m 延長50m
	物揚場	水深2.5m 延長30m
	ふ頭用地	1 ha

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東ふ頭地区	ふ頭用地	面積3 ha
	交通機能用地	面積1 ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

糸魚川市南押上1丁目15-1

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部